

《論説》

特許のフェア・ユースと 著作物のフェア・ユース (35)

松 川 実

《目次》

- I. はじめに
- II. 特許のフェア・ユース
 - 1. アメリカ判例の推移
 - 2. アメリカ判例の思想的背景
 - 3. 検討 (以上, 本誌第 53 巻第 1 号)
- III. 著作物のフェア・ユース
 - 1. アメリカの著作権法の誕生
 - (1) アメリカ著作権法の前史
 - (2) フィラデルフィア憲法制定会議と著作権条項 (以上, 本誌第 53 巻第 2 号)
 - (3) 1790 年連邦著作権法の立法過程
 - (ア) 請願
 - (イ) 下院法案 10 番 (H.R.10) (1789 年 6 月 23 日, ハンティントン提出)
 - (ウ) ウェップスター草案 (1789 年 4 月 16 日～17 日起草)
 - (エ) ジョージ・ワシントン大統領の演説 (1790 年 1 月 8 日)
 - (オ) 下院法案 39 番 (H.R.39) (1790 年 1 月 28 日, バーク提出)
 - (カ) 下院法案 41 番 (H.R.41) (1790 年 2 月 16 日, バーク提出)
 - (キ) 下院法案 43 番 (H.R.43) (1790 年 2 月 25 日, ブーディノー提出)
 - (以上, 本誌第 53 巻第 3 号)
 - (4) 1790 年連邦著作権法の規定内容
 - (ア) 題号
 - (イ) 総則 (以上, 本誌第 53 巻第 4 号)
 - (ウ) 違反行為 (以上, 本誌第 54 巻第 1 号)
 - (エ) 登録, 納品 (以上, 本誌第 54 号第 2 号)
 - (オ) 外国人の著作物

特許のフェア・ユースと著作物のフェア・ユース (35) (松川)

- (カ) 原稿の損害賠償とコモン・ロー
- (キ) 訴答 (以上, 本誌第 54 号第 3 号)
- (ク) 小括

2. フェア・ユース法理の成立と発展

- (1) 1790 年法, 1802 年法および 1831 年法と翻案
- (2) イギリス法における公正な要約の法理
 - (ア) *Burnet v Chetwood* (1721)
 - (イ) *Austen v Cave* (1739)
 - (ウ) *Gyles v Wilcox, Barrow, and Nutt* (1740)
(以上, 本誌第 54 号第 4 号)
 - (エ) *Pope v Curl* (1741)
 - (オ) *Tonson v Walker* (1752) (以上, 本誌第 55 巻第 1 号)
 - (カ) *Duke of Queensberry v Shebbeare* (1758), 2 Eden, 329
 - (キ) *Dodsley v Kinnersley* (1761), Amb. 403 (以上, 本誌第 55 巻第 2 号)
 - (ク) *Bell v Walker and Debrett* (1785), 28 E.R. 1235
 - (ケ) *Roworth v Wilkes* (1807), 1 Camp. 94 (以上, 本誌第 55 巻第 3 号)
 - (コ) *Wilkins v Aikin* (1810), 34 E.R. 163 (以上, 本誌第 55 巻第 4 号)
 - (サ) *Mawman v Tegg* (1826), 2 Russ. 385 (以上, 本誌第 56 巻第 1 号)
 - (シ) *Bramwell v Halcomb* (1836), 3 Mylne & C. 737
(以上, 本誌第 56 巻第 2 号)
 - (ス) *Lewis v Fullarton* (1839), *The Jurist*, vol. ii. P. 127
(以上, 本誌第 56 巻第 3 号)
- (3) ストーリー裁判官とフェア・ユース
 - (ア) *Gray v. Russell*, 1 Story 11, 10 F. Cas. 1035 (C.C. Mass. 1839)
(以上, 本誌第 56 号第 4 号)
 - (イ) *Folsom v. Marsh*, 9 F. Cas. 342 (C.C.D. Mass. 1841)
 - ① 伝記, 書簡・手紙, 演説は著作権法によって保護されるか (以上, 本誌第 57 巻第 1 号)
 - ② 未発行の著作物は保護されるか
 - ③ 手紙の書き手の権利はどのように保護されるか
 - ④ 編集物は著作権法によって保護されるのか
 - ⑤ 本件原告書籍の著作者ないしは著作権者は誰か
(以上, 本誌第 57 巻第 2 号)
 - ⑥ 本件被告書籍は本件原告書籍の何を侵害しているのか
(以上, 本誌第 57 巻第 3 号)
 - ⑦ エクイティ訴訟とコモン・ロー訴訟 (以上, 本誌第 57 巻第 4 号)

- ⑧ 本件法廷意見に引用されたイギリスの判決
 - (i) 公正で誠実な要約
 - (ii) 許されない短縮
 - (iii) 手紙の著作権 (以上, 本誌第 58 巻第 1 号)
 - (iii-1) 手紙の著作権 (続) (以上, 本誌第 58 巻第 2 号)
 - (iv) 差止命令の要件 (以上, 本誌第 58 巻第 3 号)
 - (iv-1) 差止命令の要件 (続)
- ⑨ 公的文書の著作権 (以上, 本誌第 58 巻第 4 号)
- ⑩ ブッシュロッド・ワシントンとスパークスとの契約
(以上, 本誌第 59 巻第 1 号)
- (ウ) Emerson v. Davies, 8 Fed. Cas. 615 (C.C.D. Mass. 1845)
(以上, 本誌第 59 巻第 2 号)
- (エ) 小括 (以上, 本誌第 59 巻第 3 号)
- (4) 19 世紀中葉から 20 世紀初頭のフェア・ユース
 - (ア) Story v. Holcombe, 23 Fed. Cas. 171 (C.C.D. Ohio 1847)
(No. 13,497) (以上, 本誌第 59 巻第 4 号)
 - (イ) Webb v. Powers, 2 Woodbury & Minot 497; 10 Law Rep. 152. (C.C.D. Massachusetts 1847) (No. 17,323) (以上, 本誌第 60 巻第 1 号)
 - (ウ) Greene v. Bishop, Federal Cases, Volume 10, 1128 [Case No. 5,763]; Clifford, Vol. 1, 186 (Circuit Court, D. Massachusetts, 1858)
(以上, 本誌第 60 巻第 2 号)
 - (エ) Lawrence v. Dana, Federal Cases, Volume 15, 25 [Case No. 8,136] (C.C.D. Mass. 1869) (以上, 本誌第 60 巻第 3 号)
 - (オ) Banks et al. v. McDivitt et al., 2 Federal Cases, Volume 2, 759 [Case No. 961]; Blatchford's U.S. Circuit Court Reports, Vol. 13, 163 (Circuit Court, S. D. New York, 1875) (以上, 本誌第 60 巻第 4 号)
 - (カ) Chapman v. Ferry and another, Federal Reporter, Vol. 18, 539 (Circuit Court, D. Oregon, 1883) (以上, 本誌本号)

IV. 結論

III. 著作物のフェア・ユース

2. フェア・ユース法理の成立と発展

(4) 19 世紀中葉から 20 世紀初頭のフェア・ユース

(カ) *Chapman v. Ferry and another*, Federal Reporter, Vol. 18, 539 (Circuit Court, D. Oregon, 1883)

本件は、地図の著作権の侵害が問題となったエクイティ訴訟事件であるが、被告らから原告の著作権が連邦議会制定の著作権が要求する形式的要件を具備していないために、そもそも原告の著作権は無効であり、それを前提とした原告の請求も不当であるという抗弁が提起された。それを対してエクイティ訴訟でありながら、当裁判所は制定法上の著作権の形式的要件の文言を解釈したという点で非常に珍しい訴訟である。

原告は、チャップマン (Chapman) であるが、その素性は不明である。1874 年、「ポートランド、東ポートランドとアルバニア町の市地図 (Map of the Cities of Portland, East Portland, and the Town of Albina)」という地図を編集発行し、1875 年、その著作権を取得したという。被告フェリー (Ferry) らも、その素性は不明である。被告らは、1881 年 5 月 10 日、この地図を 500 部再製し、販売して原告の著作権を侵害したという。そこで、本件は、原告が自らの著作権を侵害されたという理由で、被告らに対して差止命令と利得の勘定報告を請求したエクイティ訴訟である。

原告チャップマンと被告フェリーらの本件地図を巡る訴訟は、オレゴン地区巡回控訴審連邦裁判所 (Circuit Court, D. Oregon) において 1881 年 5 月 13 日に始まっている。本件を担当した裁判官は、マシュー・ポール・デディ (Matthew Paul Dedy, 1824–1893) である。当事者を含めて本件訴訟の関係者で、その経歴を正確に把握できるのはこのデディ判事だけである。デディ判事は、メリーランド州イーストン生まれの政治家、法律家である。彼は、家族の転居により、メリーランド州、オハイオ州と転々と移動し、その間に、農家の手伝い、鍛冶屋見習い、学校教師、オハイオ州で法律学

を学び始め、同地で弁護士資格を取得して法律事務所で勤務し、その後、オレゴンに転居して教師をやりながら法律実務に関与し、その後、オレゴン準州議会下院議員、同議長、オレゴン州憲法制定会議議長、オレゴン州最高裁判所判事、オレゴン地区連邦地方裁判所判事、同巡回裁判所の判事を歴任した。デディ判事の名前が今でも残っているのは、1874年、オレゴン州のある弁護士がオレゴン州に土地を所有しカリフォルニア州に居住する私人を相手に、先代弁護士が有していた弁護費用の支払いを求める訴訟で、デディ判事は、オレゴン地区連邦地方裁判所判事として、対人訴訟の裁判管轄権に関して原告勝訴の判決を下した¹⁴⁷³⁾。これは、6週間に及ぶ公示通達にもかかわらず、たとえ被告が本件訴訟を知らなくとも、オレゴン州に被告が土地を所有している限り、原告の請求は認められるべきであると判断した。この判断は、それ以降、被告が原告となってオレゴン地区巡回控訴審裁判所判決の無効を求めた訴訟で、連邦最高裁判所も、結果としてデディ判事の見解を認める判決を下した¹⁴⁷⁴⁾。そのため、デディ判事が提唱した対人訴訟の裁判管轄権に関する見解は、現在も、アメリカ連邦最高裁判所の先例として著名である。

前述のように、1881年5月13日に始まった本件訴訟では、2つの判決が下されている。どちらもデディ判事によるものである。つまり、第1の訴状に対し、1882年7月10日の *Chapman v. Ferry*, *Federal Reporter*, Vol. 12, 693 の判決と、第2の訴状(修正訴状)に対し、1893年12月3日の *Chapman v. Ferry and another*, *Federal Reporter*, Vol. 18, 539 の判決である。まず、第1の訴状では、原告チャップマンは、被告フェリーーらに対して、本件原告地図の著作権を侵害しながら被告らが複製販売した、いわゆる偽版地図の販売数および在庫数を開示することを求めてエクイティ訴

1473) 1875年オレゴン地区巡回裁判所 *Neff v. Pennoyer*, 17 *Federal Cases* 81 (Circuit Court, D. Oregon)。

1474) 1877年連邦裁判所 *Pennoyer v. Neff*, 95 U.S. 714 [Case No. 10,083]。本件につき詳しくは、江泉芳信「電子商取引の裁判管轄権——若干の英米法判例の検討——」早稲田法学 86巻1号(2010年)1~30頁(4~9頁)参照。

訟を提起した。これは、原告としては、被告らに著作権侵害を根拠に損害賠償ないしは利得の引き渡しと、売れ残った偽版地図の残部廃棄を訴訟で請求する前提として請求したものである。その際、原告は、1870年7月8日の改正特許法 55 条 (16 Statute 206; Section 4921 Revised Statute)¹⁴⁷⁵⁾を根拠とした。つまり、侵害に対する何らかの命令が付与される場合には、原告にはエクイティ訴訟で被告が侵害によって稼得した利得の引き渡しだけでなく、原告が侵害によって蒙った損害も賠償されなければならないと主張した。それに対して、被告らは、いわゆる偽版地図の販売数および在庫数の開示を請求することは、罰金や没収と類似の請求権であるから、著作権侵害に基づくエクイティ訴訟では、もともと請求することができないものであると抗弁を申立てた。デディ判事も、被告らの抗弁を認め、確かに、現在、特許権侵害訴訟では、エクイティ訴訟で損害賠償と利得引き渡し請求が認められているが、しかし、著作権侵害訴訟ではそれは認められていないと判断した。さらに、原告が著作権侵害を根拠として、没収と罰金を請求するには、エクイティ訴訟ではなく、コモン・ロー訴訟を提起し

1475) Patent Act of 1870, Ch. 230, 16 Stat. 198–217 (July 8, 1870) (=An Act to revise, consolidate, and amend the Statutes relating to Patents and Copyrights) 55 条「合衆国の著作権法に基づいて発生するすべての訴訟、エクイティ訴訟、争訟、および事件には、エクイティ訴訟であれ、コモン・ロー訴訟であれ、性質上、民事であるか、刑事であるかに関わらず、合衆国の巡回裁判所、巡回裁判所の管轄権を有する地方裁判所、コロンビア特別区最高裁判所あるいは属領に、第一審の裁判管轄権がある。その裁判所は、侵害された当事者が、提出したエクイティ訴状に基づき、エクイティ裁判所の手続と原理にしたがい、当該裁判所が合理的であると思料する条件によって、前述の法によって保証された権利の侵害を防止するために差止命令を付与する権限を有する。さらに、侵害のためのそのようなケースで下された命令に基づき、被告が稼得した利得に加えて、原告がそれによって被った損害にも、原告には賠償を求める権利がある。そして、当該裁判所は、その損害を自ら算定するか、あるいはその指示により算定させることになる。そして、当該裁判所は、本法が、そのような事件の訴訟で評決によって認定する損害額を増額するために認めた裁量権と同じく、その損害額を増額する権限を有する。しかし、当該訴訟はすべて、特許状が認めた期間あるいはさらに延長された期間、ないしは特許期間の経過後 6 年以内に提起しなければならない」。106 条には、本条の後半部分の定めがない。

なければならないと付言した。

第1の訴状で実質的に敗訴した原告は、1882年3月18日、修正した第2の訴状を裁判所に提出し、本件地図につき原告は、1874年に著作権を正式に取得しているが、1881年5月10日、被告らは、その地図の複製物を500枚発行し、1枚5ドルで300枚販売していたので、被告らに対して違法複製地図販売の永久の差止命令と、被告らが違法複製地図を300枚販売したことによって稼得した利得の勘定請求を提訴した。それに対して、被告らは、本件地図が、その当時の現行著作権法の形式的要件を具備していないので、そもそも請求の根拠である著作権が無効であるという抗弁を申立てて来た。

① 本件原告書籍は著作物か。著作物とすれば、どのような種類の著作物か。

本件訴訟の対象物は、地図である。1881年5月13日に最初の訴状が提出されていることから、著作権法が適用されるとすると、その当時に施行されていた1870年7月8日の「特許権と著作権に関する制定法を改正し、統合し、修正する法律」の適用が問題となる。同86条によると、著作権法の保護対象は、書籍、地図、海図、演劇、歌劇、彫刻、挿絵、プリント、写真、そのネガティブ、絵画、描画、多色石版画、彫像、塑像、作成者が美術著作物として保護されることを意図している模型やデザインである。したがって、本件地図もその当時の著作権法の保護対象に含まれることになる¹⁴⁷⁶⁾。

1476) 1870年著作権法86条「書籍、地図、海図、演劇、歌劇、彫刻、挿絵、プリント、写真、そのネガティブ、絵画、描画、多色石版画、彫像、塑像、作成者が美術著作物として保護されることを意図している模型やデザインの著作者、発明者、デザイナー、権利者、その遺言執行人、遺産管理人、権利譲受人は、合衆国の市民あるいは合衆国に居住する市民である場合には、それらの印刷、再刷、発行、完成、実施、演奏、終了、販売する独占的な自由を有する。演劇あるいは演劇を公に実演し表現する場合、あるいは他人に実演させ、表現させる場合には、著作者は、自ら自身の著作物をドラマ化し、翻訳する権利を留保することができる」。

本訴訟はエクイティ訴訟である。1841 年の *Folsom v. Marsh*, 9 F. Cas. 342 (C.C.D. Mass.) 事件訴訟以来、フェア・ユースに関連するとみられるエクイティ訴訟で、侵害されたといわれる作品につき、それがそれぞれの時代に連邦議会が制定した著作権法を適用して、それが著作物に該当するかどうかを審査した例はない。

しかし、本件被告らは、原告が取得したと主張している著作権は、連邦議会が制定した著作権法の要求する形式要件を具備しておらずに、その著作権は無効であるので、そもそも著作権侵害の問題が発生し得ないと反論した。被告らの主張は、1874 年改正著作権法 4956 条が要求している「連邦議会図書館長に著作物の題号の印刷された複写物が提出されていない」ということ、さらに 1874 年改正著作権法 4959 条が要求するように、「本件著作物の地図の 2 枚の複製物を、発行後 10 日以内に連邦議会図書館長に宛てた郵便で発送しなければならない」のに、原告はこの 2 枚の複製物を発行後ではなく、発行当日ないしは発行前に郵便で連邦議会図書館長宛てに発送しているので、それは、改正著作権法 4959 条違反であるという。

ここでは、書籍その他の作品の納本、納品義務の違反であるという。そもそも、連邦初の 1790 年著作権法は、連邦地方裁判所の書記官室での登録及び納品と国務省の事務室への納品を要求していた¹⁴⁷⁷⁾。イギリスで始

1477) 1790 年法 3 条によれば、地図、海図、書籍がすでに印刷され発行されている場合には、著作者ないしは著作権者は居住する地方裁判所の書記官室に最初に納品しなければ、それ以外の場合には、地図、海図、書籍の題号の印刷された写しを発行する前に地方裁判所の書記官室に納品しなければ、何人も本法の利益を享受することはできない。当該裁判所の書記官は、同目的のために自ら保管する記録簿に直ちに以下の文章で記入することが本法によって指示、要求される(当該著作者ないしは著作権者が要求する場合には、当該著作者ないしは著作権者に裁判所の公印があるその写しを交付する)。「次の通り……地区。アメリカ合衆国独立年から何番目の年の・・月・・日。前述の地区の A.B は、(場合によっては) その著作者ないしは著作権者としてその権利を主張する地図、海図ないしは書籍の題号を、(場合によっては) 以下のように、つまり、「[ここに題号を挿入] は『[本法に定められた期間、地図、海図、書籍の複本の著作者ないしは著作権者に複本を保証することによって学問を奨励するための法律]』という題号の合衆国連邦議会の法律を遵守している。」という文章を添えて当事務所に納品した。

まったこの書籍の納本制度は、もともと書籍出版組合を介した検閲や、1711年の印紙法(Stamp Act)によって徴税を目的としていたようである¹⁴⁷⁸⁾。それに対して、アメリカでは、1733年、ジョーン・ピーター・ゼンガー(John Peter Zenger, 1697-1746)がイギリス勅命コスビー総督(William Cosby, 1690-1736)を新聞で批判したために、治安妨害扇動の罪でニューヨーク植民地当局によって逮捕、投獄、起訴されたが、翌々年には陪審によって無罪判決が出たいわゆるゼンガー事件¹⁴⁷⁹⁾や、1765年、イギリスが植民地での新聞等の印刷物に印紙を貼付させる印紙税法(Stamp Act)を制定したが、各植民地でイギリス本国への抵抗運動が勃発して、翌年には同法は廃止されている。さらに、1791年には、連邦憲法第一修正が制定され、言論出版の自由が確立したといわれている。そのため、1790年の連邦最初の著作権法が要求した納本も検閲目的ではなかったといわれている。それは、題号を地方裁判所書記官が管理する記録簿へ登録するための材料として提出を命じるものであったといわれている。

1831年2月3日の著作権法では、1790年法と同様に、地方裁判所書記官への題号の登録が必要であるが、地方裁判所の書記官は、毎年1回、登録された著作物の題号、著作者名ないしは著作権者名、登録日付、納品された複本等を、國務長官へ回送することとなった¹⁴⁸⁰⁾。従来、納品、納本

……地区書記官氏名 C.D.」と記載することを忘れないこと。それに対して、当該書記官は著作者ないしは著作権者から60セントと、前述のように著作者ないしは著作権者に現実に交付された公印を押印した写し1枚ごとに60セントを受領する権限を与えられる。そして、当該著作者ないしは著作権者は、前述の記録の写しを、交付を受けた日から2ヶ月以内に、合衆国において印刷される1つないしは複数の新聞に4週間にわたり掲載させなければならない、と定められていた。

1478) 松川実『「翻訳」匿名『出版規制に関するエッセイ(試訳)』ロンドン1704年』青山ローフォーラム6巻1号(2017年)153-171頁。

1479) ゼンガー事件については、奥平康弘『「表現の自由」を求めて』岩波書店(1999年)4頁以下参照。

1480) 1831年著作権法4条によれば、何人も、発行の前に、そのような書籍、地図、海図、楽曲、プリント、挿絵、あるいは彫刻の題号の印刷された写しを、著作者ないしは著作権者が居住する地方裁判所の書記官室に納品しなければ、本

は、連邦地方裁判所の書記官室で行われたが、1865年3月3日著作権法は、ワシントンの連邦議会図書館の使用のために、連邦議会図書館長へ納品するようにと変更した¹⁴⁸¹⁾。そして、1870年には、連邦著作権法を所管し、著作権登録を管理する著作権局が連邦議会図書館内に設置されている。

その後、本件の被告らが、連邦議会が制定した著作権法に違反すると主張した根拠は、まず、1874年改正著作権法4956条である。同条は、以下のように定めている。つまり、「何人も、発行前に書籍ないしはその他の作品の題号の印刷された写しないしは、絵画、描画、多色石版画、彫刻、彫

法の恩恵を享受することはできない。そして、当該裁判所書記官は、それによって、直ちに、その題号を、この目的のために保管されている綴りに以下のような文章で記録することが指示され、要求される(著作者ないしは著作権者が写しを要求される時には常に、その著作者や著作権者に、裁判所の印を押印してその写しが交付される)。○○地区。すなわち、以下の点を忘れないこと。西暦○○○○年○○月○○日、前述の地区のA.B.は、当事務所に、書籍(地図、海図、場合によってはそれ以外)の題号を納品した。その題号は文字では以下の通りである。すなわち、(ここに題号を挿入)。その者が著作者(場合によっては著作権者)として請求した権利は、連邦議会の『著作権に関するいくつかの法律を修正するための法律』という題号の法律を遵守している。当該地方裁判所書記官C.D.書記官は、その記録に対して、前述のように当該権利を請求する者から50セント、さらにその者ないしはその権利譲受人に押印の上、その写しを現実に出付した場合にも、同額を受領することができる。さらに、そのような書籍、地図、海図、楽曲、プリント、版画、彫版の著作者ないしは著作権者は、そのような書籍、地図、海図、楽曲、プリント、版画、彫版を発行してから3ヶ月以内に、前述の地方裁判所の書記官に発行物の複写を納品ないしは納品させなければならない。毎年少なくとも1回、そのような著作権の記録をすべてリストに挙げて認証し、そのように記録された題号、記録の日付、さらに本法にしたがって地方裁判所の書記官室に納品された書籍ないしはその他の著作物の各複写もすべて一緒に、国務長官の執務室で保存のために国務長官へ回送することは、各地方裁判所の書記官の義務である、と定められていた。

1481) 1865年(写真・ネガ・プリント・彫刻)法〔1865年3月3日〕2条によれば、前述の著作権法によってその著作権が保証されているすべての書籍、小冊子、地図、図表、楽曲、版画、彫刻、写真の印刷複写物は、その著作者ないしは著作権者が郵送料ないしはその他の費用を負担した上で、発行日から1か月以内に、ワシントンの連邦議会図書館の使用のために、同図書館長に送付しなければならない。連邦議会図書館長は、それを受領したならば、書面で受領書を発行しなければならない、と定めていた。

像、著作者がそれに著作権を希望する美術の著作物のための模型やデザインの解説を連邦議会図書館長事務室に納品するか、あるいは、コロンビア地区ワシントンの連邦議会図書館長宛てに郵便で発送しなければ、著作権が認められることはない。また、その者がその発行後10日以内に、著作権のある書籍その他の作品の複製物2個、あるいは、絵画、描画、彫刻、彫像、模型、美術の著作物のデザインの場合には、その写真を連邦議会図書館長の事務室に納品するか、あるいは、コロンビア地区ワシントンの連邦議会図書館長宛てに郵便で発送しなければ、同様とする」という規定であった。4956条の前半部分によれば、「発行前に書籍の題号の印刷された複製物」を連邦議会図書館長事務室に直接納品するか、あるいは郵便で発送しなければならない。さらに、4956条の後半部分によれば、著作物が書籍である場合には、発行後10日以内に書籍の複製物2冊を直接納品するか、郵便で発送しなければならない。そこで、被告らは、原告の地図には、合法的な「題号の印刷された写し (a printed copy of the title)」が提出されなかったから、その著作権は無効であると主張している。本件原告の地図の題号は、「ポートランド、東ポートランドとアルバニア町の都市地図 (Map of the Cities of Portland, East Portland, and the Town of Albina)」というものであるが、果たして、原告は、この「印刷された写し」を発行前に連邦議会図書館長に提出していなかったのかどうか問題となった。

本件原告は、自分の地図の印刷されたこの題号を、その上に薄い紙を置き、なぞって写し取った紙を連邦議会図書館長に提出したという。それに対して、被告らは、それは改正著作権法4956条によって要求される題号の「印刷された」写しではないと反論した。本件を担当したデディ判事は、トレーシング・ペーパーと呼ばれる半透明の紙にペンまたは鉛筆でその線をたどることによって作成された原本の機械的な写しまたは複写（ファクシミリ）であるが、印刷の形式と外観にとらわれることなく、題号の写しにトレーシング・ペーパーを使うかどうか、活字で印刷するか、ペンで手書きにするか、そういう方法はいかなるものであってもよく、それらすべ

てが、「題号が印刷された写し」に該当すると判断し、この点に関する被告らの抗弁を却下した。

次に、被告らは、改正著作権法 4959 条で要求されているのは、著作物の発行後 10 日以内に、連邦議会図書館長に著作物 2 部を納品しなければならないが、原告は発行前に納品したので、それは 4959 条に違反しているという。被告らが指摘する 1874 年改正著作権法 4959 条は、「すべての著作権のある書籍ないしはその他の作品の著作権者は、その発行から 10 日以内に、書籍の場合には完全に印刷されたその複製物 2 冊の発行された最善版、あるいは前条で要求されたように、書籍以外の作品については、その解説ないしは写真、さらに、実質的な変更がそれに加えられている場合には、それぞれの続編版の複製物も連邦議会図書館長の事務室へ納品ないしはコロンビア地区ワシントンの連邦議会図書館長宛ての郵便で発送しなければならない」と定めている。本件原告は、発行前に郵送してしまったようであるが、それはこの 4959 条違反であって、原告は著作権を適法に取得することはできないというのが、被告らの主張である。

これに対して、デディ判事は、事実認定として、原告地図の複製物は 1874 年 1 月 10 日頃に発送され、1874 年 1 月 23 日には連邦議会図書館長に届けられていたという。この 1874 年 1 月 10 日頃には、本件地図は、まだ正式に発行も公衆に販売するために提供もされていなかった。つまり、原告は、発行する前に、テスト刷りのような複製物を 2 部、連邦議会図書館長に発送していたことになるが、その納品は果たして違法なのかが問題となる。

仮に、事前納品の時期が、実際の著作物の複製物が印刷発行された時期の半年や 1 年前であれば、それは、4959 条違反であると判断されることはある。なぜなら、その空白の期間に、著作物にさらに手が加えられ、事前納品の複製物と、その後発行される著作物とに大きな齟齬が生じてしまう恐れがあるからである。しかし、その期間が極めて短い場合には、そのような懸念は少ないだろう。デディ判事も、「著作権法の本条の目的は、著作

権のある著作物をすべて連邦議会図書館の所蔵物として確保することである。それゆえ、それぞれの著作物の2冊の複本が発行後の早い時期に、つまり、出版後10日以内に連邦議会図書館長に直接納品されるか、あるいは郵送で発送される必要がある。……そして、仮に、著作物の印刷と正式な発行の間に、1日、2日あるいは10日と間が空く場合にも、権利者がその発行前に、すでに複製物を連邦議会図書館長に発送しないしは直接納品するなど、法を守ろうという真摯な態度から、本条の目的は十分に実現している。本条を合理的に解釈すれば、複製物は、発行後10日を超えては納品も発送もなされてはならないということであって、発行前に発送することは許されるべきである」と述べて、この点でも被告らの抗弁を却下した。

デディ判事は、このように被告らの抗弁を慎重に審理して却下しているが、エクイティ訴訟では、このように、連邦議会制定の著作権法を解釈、適用して、本件地図が有効な著作物であるかと判断する意味があるのかが問題となる。確かに、イギリスの大法官裁判所が審理した著作権侵害事件の多くは、登録、納品という形式的要件を具備していない著作物を、何人かが違法に複製をして販売した事件である。たとえば、1839年大法官裁判所 *Lewis v Fullarton, The Jurist*, [English] vol. ii. P. 127; S.C. 2 Beavan's R. 6 事件¹⁴⁸²⁾では、編集物につきその素材が盗用された場合に、エクイティ裁判所が差止命令を発することができるかどうかの問題となった事件である。この事件の原告書籍は、「ルイスのイングランドの地形辞書 (*Lewis's Topographical Dictionary of England*)」という地誌学辞典であり、被告書籍はジェイムズ・ベル (*James Bell, 1769–1836*) 編集の「イングランドとウェールズの新総合地名事典 (*A New and Comprehensive Gazetteer of England and Wales*)」であった。原告の著作物は、1814年著作権法5条¹⁴⁸³⁾

1482) 松川実「『翻訳』英米知的財産権法関連判決集〔公正な要約〕——*Mawman v Tegg* (1826), 2 Russ. 385; *Lewis v Fullarton* (1839), *The Jurist*, [English] vol. ii. P. 127——」青山法学論集55巻2号(2013年)143～173頁参照。

1483) イギリス1814年法5条:「本法が成立して以降に発行されたすべての書籍の発行人は、本法で要求されるように、当該書籍がそれぞれ最初に販売、発行、

により、各書籍の複本の題号、その発行人の氏名、その所在地を、ロンドン書籍出版業組合の登録簿に登録しなかったが、その登録要件を履践していなかった。さらに、著作物の複製物 12 冊の納品義務も負っていたが、それも履行していなかった。そのため、その事件の原告は、コモン・ロー上の請求をコモン・ロー裁判所に提訴することができなく、エクイティ裁判所に差止命令等を提訴した。

しかし、アメリカでの著作権侵害によるエクイティ訴訟のうち、フェア・ユースに関するケースを見てきた限りでも、イギリスの先例のように、原告の著作物につき、制定法上の保護があるかどうか、さらには、制定法上、形式的要件を具備していないので、仕方なく、権利者はエクイティ訴訟をエクイティ裁判所に提訴せざるを得ないというような慣例は、アメリカでは見当たらない。その意味では、本件がイギリス大法官裁判所の先例に類似して、制定法である著作権法の著作物の形式的要件を吟味してから、本案の審理に入っている点はアメリカの判例としては極めて例外的である。

② 本件原告書籍の著作者ないしは著作権者は誰か

本件判決書によれば、本件原告地図を編集したのは原告であると明記されている。しかし、実際に製図をした者が誰かは不明である。この当時、地図作成には、製図工を雇って製図させるのが一般的であった。たとえば、本件の被告らは 1 人製図工を雇って本件被告地図を製図させたが、彼は土木技師でもあったという。このように、他人を雇って著作物を創作させれば、現在の著作権法では職務著作であるが、この時代、まだ明文の規定はアメリカの著作権法にも存在しなかった。しかし、いわゆる職務著作の法

広告ないしは販売のために提供された日の暦 1 ヶ月以内に、あるいは、当該書籍が連合王国以外の地で販売、発行ないしは広告された場合には、死亡記録の届出期限、ないしは暦 3 ヶ月以内に、書籍に関して有用であったように、その題号がこれまでも、その登録簿に登録されてきたのと同じように、各書籍の複本の題号、その発行人の氏名、その所在地を、ロンドン書籍出版業組合の登録簿に登録しなければならない」。

理はそれ以前から存在していた。

本件地図のエクイティ上の著作権者は原告であり、さらに、本件地図が制定法の著作権法上も著作物と認められれば、制定法上の著作権者も原告になる。

③ 本件被告書籍は、原告書籍の著作権を侵害しているか。

本件証拠によれば、被告らが雇った製図工は、原告の地図と、もう既に著作権が存在しない古い地図3枚を利用して被告地図を作成したという。それら古い地図のうち1枚は、測量もしないで公的記録をもとにスケッチしたレベルのものであったようである。さらに、この製図工の証言によれば、自らが製図していた被告らの地図を作成する際に、「原告の地図を比較と訂正のために使った」と明言している。つまり、この製図工は、自ら製作している地図を、原告の地図と比較し、誤りの部分があれば、原告の地図をもとに修正したという。それは、つまり、原告地図が正確である限り、単に原告の地図に似せたというレベルを超えて、実際には、原告の地図を丸写ししたことになる。被告らの地図は原告地図よりも多少大きく、いくつかの線が色つきで印刷されていただけであるという。

しかし、そのような差異があったとしても、原告の地図上にはカラザース・アディション (Caruthers' addition to Caruthers' addition) 地区のブロック106は、誤って北西の角から正方形の地区と一緒に表示されている。しかし、ブロック106がそのような形で地図に現れるのは原告地図が初めてであって、原告地図が発行された以降に、原告が自ら調査してみたところ、それは誤りであることを確認し、そのように周囲にも説明してきたという。幸い、ほかの地図にはそのような誤りがない。しかし、被告らの地図には、原告地図と同一の誤りが発見できたという。デディ判事は、その点に注目し、被告らが原告地図のブロック16をそのまま複製したという証拠であり、ほかの地図にはそのような誤りが全くないことから、被告らは結局、「原告の地図を見境なく、かつほとんどすべてコピーした」という事実が強

く推定されると判断した。

このように原告著作物の誤記や誤りと同一の誤記、誤りが、被告著作物にも発見できるということは、先例においても、違法な複製の兆候として認められている。前述の1839年大法官裁判所 *Lewis v Fullarton, The Jurist*, [English] vol. ii. P. 127; S.C. 2 Beavan's R. 6 事件でも、「教会の建築物を記述する際の原告著作物に特有の専門用語が、被告の著作物にも採用され、原告らの著作物の『誤植』も被告の著作物へとそのまま複製されている」ことから、被告書籍は、単に原告書籍を盗用したものであることが判明したという¹⁴⁸⁴⁾。このように、本件被告地図でも誤記の写しが著作権侵害の重要な証拠となっている。

④ 被告らには、著作権侵害を免責される事由があるか。

被告らは、対象となった町も時代とともに、どんどんと変化し、被告らが被告地図を公表する時期には、「原告地図にはもう価値がなくなり、ほとんど売れなかった」と主張している。そのため、被告らは、自分たちの地図には、原告の地図と比較して多くの追加、改良そして変更を含んでいると主張した。つまり、「追加、改良、変更」があるのであるから、被告らは、著作権侵害の責任を負わないと主張した。

それに対して、デディ判事は、まず一般論として、「著作権の侵害があるかどうかの問題は判断することが非常に難しい。発行済みの著作物を合法的に利用したのか、あるいは違法に利用したのかという区別は、時として非常に微妙でほとんど不可解な場合もある。このような区別は法の形而上学と呼ばれてきた (1841 年マサチューセッツ地区巡回裁判所 *Folsom v. Marsh*, 2 Story, 105 事件判決参照)」というように、ジョゼフ・ストーリー裁判官の 1841 年 *Folsom* 事件の判決文を強く意識している。さらに、「全ての場所や地域の正確な地図を作成するために必要な調査、研究、観察に

1484) 松川実「特許のフェア・ユースと著作物のフェア・ユース (17)」青山法学論集 56 巻 3 号 (2014 年) 131～160 頁 (147 頁) 参照。

自分の技能と時間を投入する者も、それによって、他のすべての者が、同じ目的を達成するための同じ手段を使うことを禁止することはできない。地図が作成される際の元となる自然物、公的記録および調査は、誰が行う調査にも利用が許される。……先行する発行物を使用することは、必ずしも常に違法な侵害と見なされるわけではない。……書籍からの誠実 (Bona fide) な引用は侵害にはならない。……本件のように、地図の場合には、絶対的なオリジナリティは不可能であるので、ある者が自分のスキルと労働を注ぎ込むことを条件として、改訂などにおいて自らオリジナルの結果を創り出すために、先行する地図という発行物から素材を借用することは許される」と著作者、著作権者側の権利の内在的な制約について論じている。「しかし、ただ座って労せず、他人の地図をコピーしたり、それによって、他人からそのスキルと労働の利潤をだまし取る権利のある者が存在しないことは明らかである。1839年マサチューセッツ地区巡回裁判所 Gray v. Russel, 1 Story, 18 事件判決；1828年ニューヨーク南部地区地方裁判所 Blunt v. Patten, 2 Paine, 397 事件判決；1801年大法官裁判所 Cary v Longman, 1 East, 358 事件判決；High, Inj. § 647 参照。……さらに、改変といっても単に色だけ変えた物であってはならないし、結果もオリジナルな著作物の奴隸的模倣であってはならない。Walter Arthur Copinger, The Law of Copyright, in Works of Literature and Art, including that of the Drama, Music, Engraving, Sculpture, Painting, Photography and Ornamental and Useful Designs, 2. Ed. London 1881, 181, 183; High, Inj. § 647 参照」と述べて、他人の著作物を自由に利用できる場合にも、濫用的な利用は許されないと釘を刺している。

結論として、デディ判事は、「被告らの製図工が、原告の地図から取り入れることができるものはすべて取り入れ、原告の地図に著作権があるなどとは全く考えることもなかった」という趣旨の証言をしていることから、被告らは原告の地図を、自らは何ら労せず複製し、原告のスキルと労働の利潤をだまし取ったものとして、何らかの免責を認めることもできないし、

原告の著作権を侵害していることは明らかであると認定した。それゆえ、原告には、永久の差止命令を認め、さらに違法な地図の販売によって被告らが稼得した利得額を算定させるために、裁判所主事に委嘱するように命じた。

⑤ 本件の特徴

本件の特徴は、原告の訴状に対して、被告らが、その当時の制定法である著作権法を根拠として、原告の著作物が形式的要件を具備していないので著作権法上は保護されない著作物であると主張した。それに対して、デディ判事は、エクイティ訴訟でありながら、その当時の現行著作権法の条文の文言を解釈し、被告らの抗弁を却下している。これは、それまでのフェア・ユースあるいは「公正な要約」に関連するアメリカのエクイティ訴訟の先例と比較すると極めて例外的な判断であるといわなければならない。